

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年10月 2日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉水位計(燃料域)／残留熱除去系(B)流量／残留熱除去系(C)流量記録計の点検において、記録計を制御盤から取り外し試験装置に取り付けた際、電源を入れても起動しないことが認められたため、当該原因を調査・修理。	G III	
2	1号機	自動減圧系主蒸気逃がし安全弁(A系)用窒素供給圧力調節弁において、動作不良(調節弁出口側より入口側へ窒素ガスが逆流)が認められたため、当該調節弁を点検・修理。	G III	
3	3号機	非常用ガス処理系換気ファン(A)電動機点検において、電動機の軸振れ測定値に管理値外れが認められたため、当該部を点検・修理。	G III	
4	1・2号廃棄物処理設備	放射性ドレン移送系圧力抑制室水サージタンク室高電導度廃液系サンプ移送配管において、配管に水の微小な滲み(滴下なし)が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、当該箇所の養生を実施。	G III	
5	その他	電離放射線障害防止規則に基づき国に提出している「指定緊急作業従事者等に係わる記録(平成27年4月～6月分)」において、誤記(所属事業所の住所欄に会社名を記載)が認められたため、当該原因調査・対策検討。	G II	
6	その他	低気圧接近に伴う物揚場でのパトロール実施時において、左前腕部を虫(ハチと思われる)に刺されたことが認められたため、当所診療所にて消毒・軟膏塗布処置を実施。再発防止策を検討。	G III	